

○総務省告示第百十七号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和元年七月十八日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第1～第5 [略]

別表第1 設備等基準

項目	対策	実施指針				
		電気通信回線設備用ネットワーク	特定回線設備用ネットワーク	その他の電気通信用ネットワーク	自情報用ネットワーク	ユーザネットワーク
第1. 設備基準						
1. 一般基準						
[(1)～(8) 略]						
[ア～ク 略]						
(9) ソフトウェアの信頼性向上策	定期的にソフトウェアを点検し、リスク分析を実施すること。	◎	◎	◎	○	○
コ 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、復元できるように複数世代のものを保管すること。						
[(10)～(15) 略]						
[2.～4. 略]						
第2. 環境基準 [略]						

[注1～3 略]

別表第2 管理基準

第1～第5 [同左]

別表第1 設備等基準

項目	対策	実施指針				
		電気通信回線設備用ネットワーク	特定回線設備用ネットワーク	その他の電気通信用ネットワーク	自情報用ネットワーク	ユーザネットワーク
第1. 設備基準						
1. 一般基準						
[(1)～(8) 同左]						
[ア～ク 同左]						
(9) ソフトウェアの信頼性向上策	定期的にソフトウェアを点検し、リスク分析を実施すること。	◎	◎	◎	○	○
[(10)～(15) 同左]						
[2.～4. 同左]						
第2. 環境基準 [同左]						

[注1～3 同左]

別表第2 管理基準

項 目	対 策	実施指針					
		電気通信回線設備用ネットワーク	特定回線非設置用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク	
[第1.・第2. 略]							
第3. 方法							
1. 平常時の取組							
[(1)～(6) 略]							
(7) ソフトウェアの信頼性確保	[ア～オ 略]	カ	◎	◎*	◎*	○	○
		キ	◎	—	—	—	—
ク		ソフトウェアの有効期限が設定されている場合は、電気通信事業者が自ら又は機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約等を通じて、確実に管理すること。					
[(8)～(13) 略]							

項 目	対 策	実施指針					
		電気通信回線設備用ネットワーク	特定回線非設置用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク	
[第1.・第2. 同左]							
第3. 方法							
1. 平常時の取組							
[(1)～(6) 同左]							
(7) ソフトウェアの信頼性確保	[ア～オ 同左]	カ	◎	◎*	◎*	○	○
		キ	◎	—	—	—	—
ク		ソフトウェアの有効期限が設定されている場合は、電気通信事業者が自ら又は機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約等を通じて、確実に管理すること。					
[(8)～(13) 同左]							

[2.・3. 略]

[注 器]

[2.・3. 同左]

[注 同左]

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。